

# 団体総合生活補償保険のご案内

## <golferプラン>

golfer向け保険（団体総合生活補償保険（個賠型））

まだご加入されていない方もぜひこの機会にご加入ください。



### 保険割引率 6.25%適用

（注）保険割引率とは、団体割引\*25%と損害率による割増25%を乗算したものです。

※前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

## 募 集 要 領

- 保険期間 2025年11月1日午後4時より  
2026年11月1日午後4時まで 1年間
- お申込人となる方 現職者：NTT株式会社およびその子会社、関連会社の在職者で、毎月給料の支払いを受け、かつ一般社団法人電気通信共済会にて保険料の給料控除が可能なる方  
退職者：NTT株式会社およびその子会社、関連会社で10年以上勤務された方または退職時に現職者として「NTT団体総合生活補償保険（golferプラン）」に加入されていた方\*  
\*勤続10年未満の方は一度脱退されると再加入できません。
- 保険料の払込方法 現職者：保険始期月の翌月より給料控除（一括払）  
退職者：保険始期月の翌々月より口座振替（一括払）
- 加入申込票ご提出先 きらら保険サービス株式会社（代理店・扱者）
- 申込締切日 2025年9月12日（金）

次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更など）
- ・既にご加入されているがご継続されない場合
- ・保険期間中にご退職されて、保険料の給与控除ができなくなった場合

- 代理店・扱者 きらら保険サービス株式会社 カスタマーサポートセンター  
〒105-6791 東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館  
0120-590-251（ガイダンス3）  
（受付時間：平日 9:00~16:00）ホームページ <https://www.ki-ra-ra.jp/>
- 引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 総合営業第三部 情報通信事業室  
（幹事会社） 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

### 自動継続方式<自動継続の取扱いについて>

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

この保険は、NTT株式会社が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しております。

### 「golfer向け保険（団体総合生活補償保険（個賠型））パンフレット別冊」を必ずあわせてご覧ください。

- ・このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。ご加入に際して特にご確認ください事項（「契約概要」）や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項（「注意喚起情報」）、「ご加入内容確認事項」等は、右記二次元コードのリンク先に掲載の「golfer向け保険（団体総合生活補償保険（個賠型））パンフレット別冊」にてご案内しています。保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照いただいたうえで、PDFファイルをご自身の端末に保存いただくか、印刷し、保管いただきますようお願いいたします。
- ・PDFファイルによるご提供を希望されない場合、あるいはPDFファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



団体総合（golfer）\_71539

# 団体総合生活補償保険（ゴルファープラン）の概要

## 1

### ゴルファー賠償責任補償

海外も  
補償

#### ゴルフのプレー中に他人に損害を与えたとき

##### 具体例

- ★ゴルフ場のティーイングエリアでまわりを確認しないで素振りしたら、パートナーに当たってケガをさせた。
- ★前の組のプレーヤーが近い距離にいたにもかかわらず、キャディの確認を待たずにボールを打ち、前の組のプレーヤーにボールが当たってケガをさせた。
- ★自宅の庭でゴルフの練習中に過ぎて隣家のガラスを割った。 など



##### 〈ご注意〉

- 他人から借りたり、預かったりした物は対象になりません。ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの損壊については対象となります。

## 2

### ゴルファー傷害補償

海外も  
補償

#### ゴルフ場やゴルフ練習場でゴルファーご自身がケガをされたとき

##### 具体例

- ★ゴルフ場でプレー中に後ろのパーティーのボールが当たってケガをした。
- ★ゴルフプレー中、くぼみに足をとられ転倒しケガをした。 など



## 3

### ゴルフ用品補償

海外も  
補償

#### ゴルフ場やゴルフ練習場でゴルフ用品を盗まれたり、ゴルフクラブを破損・曲損されたとき

##### 具体例

- ★ゴルフ練習場でゴルフバッグが盗難にあった。
- ★ゴルフ場でプレー中に誤ってゴルフクラブを折ってしまった。 など



- ゴルフクラブの損傷で保険金を請求される際には、損害品の確認として、写真もしくは画像データの提出が必要となる場合があります。ご請求のお手続きが完了するまで、破棄なさらぬようご注意ください。（ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損は補償の対象となりません。）
- 事故場所はゴルフ場・ゴルフ練習場の敷地内に限られます。（ご請求の際は、ゴルフ場・練習場の「事故証明書」が必要となります。）

## 4

### ホールインワン・アルバトロス 費用補償

国内のみ  
補償

#### ラウンド中にホールインワンまたはアルバトロスを達成されたとき

- 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。
- ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細は7ページをご参照ください。
  - ①同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
  - ②ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合
- 複数の保険（引受保険会社、他の保険会社を問いません。）にご加入いただいても、お支払額はそのうちの最も高い保険金額が限度となります。



（注）AGセットには上記4の補償は含まれません。

# 保険金額と保険料

セット名	AG	BG	CG	DG	EG	SG
ゴルファー賠償責任保険金額	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
傷害死亡保険金	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
傷害後遺障害保険金	傷害後遺障害保険金は後遺障害の程度に応じて12万円～300万円をお支払いします。					
傷害入院保険金（日額） 支払限度日数：180日 支払対象期間：180日	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍					
傷害通院保険金（日額） 支払限度日数：90日 支払対象期間：180日	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
ゴルフ用品保険金額	15万円	15万円	20万円	20万円	25万円	30万円
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	-	20万円	30万円	50万円	70万円	100万円
保険料（一時払）	2,700円	5,340円	7,010円	9,650円	12,630円	16,940円

## 中途加入保険料

※以下の中途加入保険料は月割で計算しております。

加入時期	12/1～	1/1～	2/1～	3/1～	4/1～	5/1～	6/1～	7/1～	8/1～	9/1～	10/1～	
加入期間	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月	4か月	3か月	2か月	1か月	
ご加入セット	AG	2,480円	2,250円	2,030円	1,800円	1,580円	1,350円	1,130円	9,00円	680円	450円	230円
	BG	4,900円	4,450円	4,010円	3,560円	3,120円	2,670円	2,230円	1,780円	1,340円	890円	450円
	CG	6,430円	5,840円	5,260円	4,670円	4,090円	3,510円	2,920円	2,340円	1,750円	1,170円	580円
	DG	8,850円	8,040円	7,240円	6,430円	5,630円	4,830円	4,020円	3,220円	2,410円	1,610円	800円
	EG	11,580円	10,530円	9,470円	8,420円	7,370円	6,320円	5,260円	4,210円	3,160円	2,110円	1,050円
	SG	15,530円	14,120円	12,710円	11,290円	9,880円	8,470円	7,060円	5,650円	4,240円	2,820円	1,410円

## 保険契約者・お申込人となれる方

◆この保険はNTT株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。  
また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

◆ご加入いただけるのは、お申込人・被保険者が、以下に該当する場合となります。

お申込人	現職者はNTT株式会社およびその子会社、関連会社の在職者で、毎月給料の支払いを受け、かつ一般社団法人電気通信共済会にて保険料の給料控除が可能な方に限ります。 退職者の方はNTT株式会社およびその子会社、関連会社で10年以上勤務された方または退職時に現職者として「NTT団体総合生活補償保険（ゴルファープラン）」に加入されていた方*に限ります。
被保険者（補償の対象者）本人（*）	申込人およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。

※継続10年未満の方は一度脱退されると再加入できません。（\*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

## 2ページで募集するプランにセットされている特約

特約名	保険金の種類
ゴルフアワー賠償責任保険特約	ゴルフアワー賠償責任保険金
ゴルフアワー傷害補償特約	傷害死亡保険金
	傷害後遺障害保険金
	傷害入院保険金
	傷害手術保険金
	傷害通院保険金
ゴルフ用品補償特約	ゴルフ用品保険金
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	ホールインワン・アルバトロス費用保険金
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約	—

## 共同保険について

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです

- 三井住友海上（幹事会社）46.5%
- 東京海上日動（非幹事会社）23.6%
- 損保ジャパン（非幹事会社）29.1%
- あいおいニッセイ同和（非幹事会社）0.8%

## ご加入にあたってのご注意

- ◆この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ◆保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
- ◆退職時の取り扱いについて  
退職後でも継続いただけます。保険料はご指定の口座から振替となります。（ご退職後の次回更新時に、退職団体への移行手続き書類をお送りします。）

### 【きさら保険サービス㈱の個人情報の取扱いに関するご案内】

いただいた個人情報は当社が委託を受けている保険会社の各種商品やサービスの案内・提供・維持管理を行うために利用させていただきます。その他、当社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<http://www.ki-ra-ra.jp/>）の「個人情報保護方針」をご覧くださいませようお願いします。

### 【きさら保険サービスの㈱個人情報に関するお問い合わせ窓口】

きさら保険サービス株式会社 企画総務部 業務変革室 e-mail : [privacy@ki-ra-ra.jp](mailto:privacy@ki-ra-ra.jp)

## 三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277（無料）

「チャットサポートなどの各種サービス」  
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。



## 万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡いただき、次の項目をお伝えください。

- ①証券番号・氏名コード ②ご加入者氏名・連絡先 ③発生日 ④発生場所
- ⑤発生状況（おケガの状況やクラブ破損、ホールインワン達成報告等）

**24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」**  
**0120-258-189（無料） 事故はいち早く**

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。  
「インターネット事故受付サービス」

こちらからアクセスできます。

